

第 4 5 号議案

亀岡会館条例を廃止する条例の制定について

亀岡会館条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡会館条例を廃止する条例

亀岡会館条例（昭和 4 5 年亀岡市条例第 3 6 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡会館条例を廃止する条例案要綱

- 1 亀岡会館を平成30年3月31日をもって廃止することに伴い、
亀岡会館条例を廃止すること。
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行すること。